

ID: 64

担当部署: 教育委員会 児童センター

<b>処分の概要</b>	利用の許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	名寄市児童館条例 第8条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成22年条例第30号
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第8条 児童館を利用しようとするものは、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 管理者は前項の許可に際し、管理上必要あると認めるときは、その利用について条件を付することができる。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文、第7条、第10条、名寄市児童館条例施行規則第4条及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第7条 児童館を利用できるものは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内に居住する18歳未満の者。ただし、就学前の児童が利用するときは、保護者同伴とする。</p> <p>(2) その他管理者が特に認めたもの。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第10条 管理者は、利用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の利用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 公益上支障があると認めるとき。</p> <p>(2) 児童館の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(3) その他管理者が適当でないと認めるとき。</p> <p>(利用者の範囲)</p> <p>第4条 条例第7条第2号に規定するその他管理者が特に認めたものの範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、児童館の業務を優先する。</p> <p>(1) 町内会(20区、21区又は中島区)の会合等に関すること。</p> <p>(2) 児童が主体となる行事又は少年団活動に関すること。ただし、指導者又は保護者が必ず同伴すること。</p> <p>(3) 子育て支援の活動に関すること。</p> <p>(4) 名寄市青少年センターの業務に関すること。</p> <p>(5) 名寄市教育相談センターの業務に関すること。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利</p>	

用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 8 月 15 日	最終変更年月日	年 月 日